

暑くなってきました！！



今日から6月。全校児童での登校が始まりました。それに合わせるかのように気温が高くなり、蒸し暑さを感じます。子どもたちにとって、「ステイホーム」が続いた後の登校になります。生活のリズムが変わるため、体力的にも、気持ち的にも心配されます。学校生活に慣れるまでの間、学校も気をつけて進めて参りますが、ご家庭でもお子さんの様子に注意していただき、何かあればご連絡ください。

すでに何件かお問い合わせもいただいた「暑さ対策」について、お知らせします。基本的には、一人一人感じ方も違うため、ご家庭でお考えいただければと思っておりますが、以下のようなものは、トラブルをさける意味でも、ご遠慮くださいますようお願いします。

- ・ 授業の妨げになるもの（音が出る、動くなど集中できない。手で持つなど、活動に支障がある。）
- ・ 高価なもの・こわれやすいもの・ごみになるもの

また、昨年同様、休み時間はもちろんのこと授業中にも声をかけ、水分補給をさせていただきます。多めに水分を持たせてもらえるとありがたいです。水筒の中身は、原則、水やお茶をお願いします。スポーツドリンクは、子どもの体調や天候に合わせて保護者の判断で可とします。毎日ですと、糖分の取りすぎにつながり、虫歯や胃もたれの元になると考えられます。よろしくお願いします。



PTA総会の協議内容に関する承認について

ご協力ありがとうございました。

正則小学校PTA総会(案)承認数

	家庭数	承認数	未回収
1年	28	27	1
2年	27	26	1
3年	31	27	4
4年	35	35	0
5年	49	49	0
6年	50	49	1
計	220	204	8

先日、令和2年度正則小学校PTA総会の議事について審議・承認用紙を提出していただきました。その結果、左記の通り、承認されました。ご協力ありがとうございました。その中で正則小学校PTA規約の役員の条項についてご指摘を受けました。確認したところ誤って過年度の規約を記載しておりました。申し訳ありませんでした。正しい規約を裏面に載せさせていただきましたのでご覧ください。



お知らせ

- 6月3日(水)から、5時間授業で給食が始まります。6月5日(金)まで、14:00一斉下校となります。
- 6月8日(月)より通常の時間帯になります。5時間授業では14:50、6時間授業では15:40になります。
- 毎日、登校前の体温や体調を記入した健康チェックカードの提出をお願いしておりますが、検温を忘れたり、チェックカードを忘れたりする児童を見かけます。朝の忙しい時間とは存じますが、お子さんに確認の声がけををよろしくお願いします。
- 予備のマスク（記名したもの）やハンカチ・ティッシュをランドセル等に入れておいて下さい。
- 延期しておりました前期のPTA会費の引き落としを7月にさせていただきます。準備をお願いします。

あま健康マイレージにご協力お願いします。

本日、「あま健康マイレージ」のリーフレットを配布させていただきました。これは、市民の健康づくり推進と教育環境の充実を図ることを目的とした市の事業となります。健康づくりに取り組み、ポイントを貯めることで、学校に交付金が交付される仕組みで、小中学校の児童・生徒とその保護者を対象としています。（残念ながら祖父母は対象外です）期間は、6月1日から9月30日までです。この間に、30ポイントを貯めて、シートを学校に提出いただくだけです。昨年度は、120件の応募があり、3万6千円の交付金をいただきました。そのお金で図書室に児童用図書を購入することができました。本年度も、是非、ご協力いただきますようお願いいたします。



【購入した図書】



正則小学校PTA規約

【総則】

- 第1条 本会は、正則小学校PTAと称する。
- 第2条 本会は、正則小学校に事務所を置く。
（所在地）愛知県あま市二ツ寺三本松46 あま市立正則小学校内
- 第3条 本会は、学校と家庭及び地域との連携をいっそう緊密にし、もって児童教育の発達向上を図ることを目的とする。

【会員】

- 第4条 本会の会員は、児童の保護者またはこれに代わる者、並びに正則小学校の教職員とする。

【事業】

- 第5条 本会の目的達成のために、下記の事業を行う。
- 1 学校教育事業を後援する。
 - 2 児童の奨励に関すること。
 - 3 会員の研修に関すること。
 - 4 その他、教育に関して必要と認めること。

【役員】

- 第6条 本会に、下記の役員を置く。役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。欠員が生じた場合に、期日まで補欠選出しないことができる。
- 1 会長 1名 会員より選出する。
 - 2 副会長 2名 会員より選出する。
 - 3 書記 2名 教員及び会員より選出する。
 - 4 会計 3名 教員及び会員より選出する。
 - 5 会計監査 2名 会員より選出する。
 - 7 学級委員 各学級より2名選出する。
 - 8 会長、副会長、書記、会計、会計監査を本部役員とし、選出方法は別に定める。
- 第7条 役員は、次の任務を行う。
- 1 会長は、会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その事務を代行する。
 - 3 書記、会計、会計監査は、本会のそれぞれの任務にあたる。
 - 4 役員は、専門委員会のいずれかに入り、その運営にあたる。
 - 5 学級委員は、学級PTAの運営にもあたる。

【会議】

- 第8条 本会は、下記の会議を行う。
- 1 総会は、毎年、年度初めにこれを開き、予算並びに事業の報告をし、役員の改選を行う。
 - 2 役員会は、随時これを開き、予算、決算、事業等を協議する。
- 第9条 会議は、会長が招集し、議長は、会長がこれにあたる。

【会計】

- 第10条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を充てる。
- 第11条 本会の会費は、月額、児童数1人の家庭200円、2人の家庭250円、3人以上の家庭300円とし、半期ごとに長子にて徴収する。
- 第12条 4月から翌年3月までを会計年度とする。

【個人情報の取り扱い】

- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

【付則】

- (1) 本会は会員名簿、会計簿、記録簿、その他を備える。
- (2) 本会員は、随時希望により、事務所において簿冊一覧ができる。
- (3) 本会の規約改正は、役員会の協議により総会の承認を経て行うことができる。
- (4) 本規約は、平成2年度から実施する。 H2, 4, 18 改正
- (5) 本規約は、平成9年度から実施する。 H9, 4, 23 改正
- (6) 本規約は、平成18年度から実施する。 H18, 4, 18 改正
- (7) 本規約は、平成22年度から実施する。 H22, 4, 23 改正
- (8) 本規約は、平成26年度から実施する。 H26, 4, 21 改正 会費の値上げ
- (9) 本規約は、平成27年度から実施する。 H27, 4, 20 改正 大字委員名称変更
- (10) 本規約は、平成30年度から実施する。 H30. 4. 19 改正 第13条追加

